

平成29年度 多面的機能支払交付金

活動レポート

— 2017 —



～^みど^り水土里の資源を次世代へ～



水

土

里



大分県多面的機能支払推進協議会

みどりの資源を次世代へ

水路やため池

田んぼや畑

農村



資源向上支払交付金 (共同活動)

地域資源の質的向上を図る共同活動

施設の保全



水路の目地補修

地域ぐるみの連携



地域住民との交流

きめ細やかな雑草対策



カバープランツ※

※カバープランツ…背丈が低く地を覆うように育つ植物のことで、草刈り作業の省力化が図られます。

農地維持支払交付金

農地の保全



草刈り

施設の保全



水路の泥上げ

施設の保全

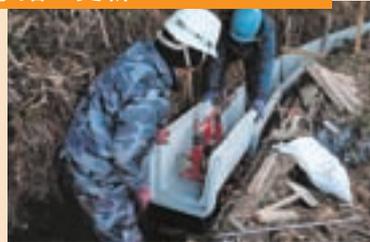


異常気象等後の応急措置

資源向上支払交付金 (長寿命化)

施設の長寿命化のための活動

水路の更新



ゲートの更新

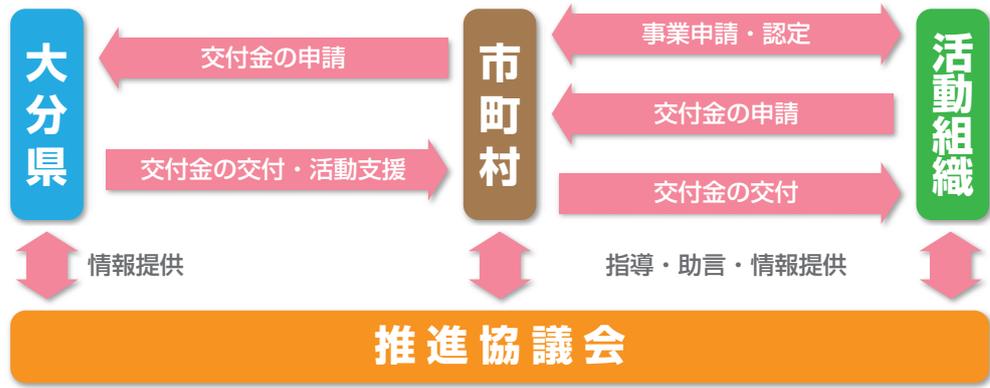


未舗装農道の舗装



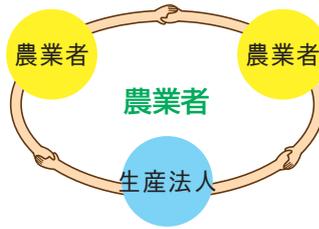
市町村が認定した活動計画に基づき、市町村から活動組織に交付金が交付されます。

支援の仕組み

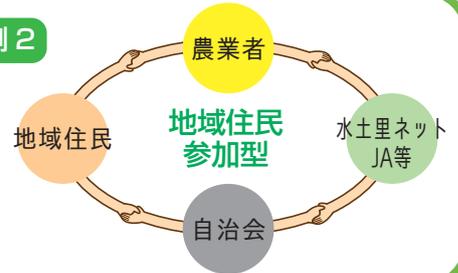


農地維持 支払交付金 活動組織の構成例

例 1

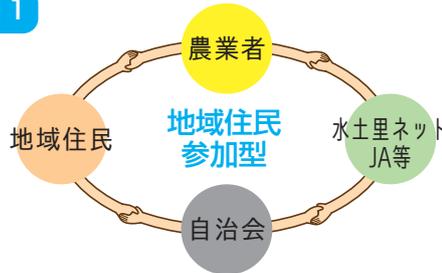


例 2



資源向上 支払交付金 活動組織の構成例

例 1



例 2



多面的機能支払交付金を活用しよう

基本交付単価 (農林水産省が1/2、都道府県・市町村が1/2を負担)

(単位: 円/10a)

都府県	①農地維持支払 ^{※7}	②資源向上支払 (共同 ^{※1,2,3})	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化 ^{※4,5})	①、②及び③に取り組む場合 ^{※6}
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ^{※8}	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1: 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2: ②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3: 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4: 水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5: 本単価は交付上限額になります。なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6: ②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額となります。したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※7: 事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8: 畑には樹園地を含みます。





私たちの手で、 ふるさとをおいたの農業・農村の “未来予想図”を描こう

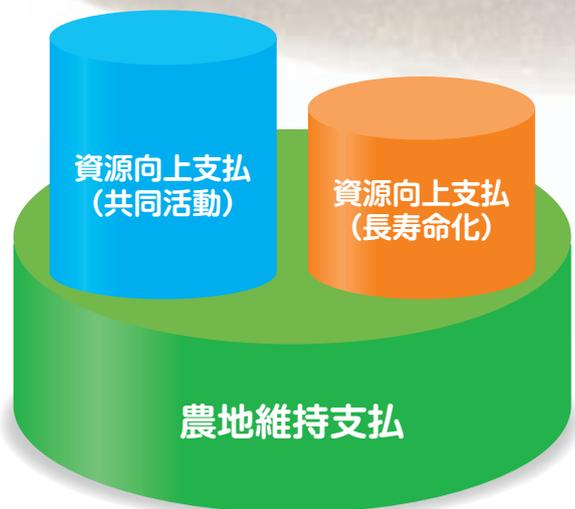
農地や農業用水路などの農村の資源は多面的機能を有していることから県民共有の財産であり、農村の資源を良好な状態で次の世代に引き継ぐことが必要です。しかし、高齢化や非農業者との混住化が進み、農村の「まとまり」が弱まり、農地や農業用水路などの保全が難しくなっています。

このような状況の中、地域ぐるみで良好な農村環境の保全や農業用水路などの長寿命化を図る「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度よりスタートし、平成26年度からは日本型直接支払制度の中の「多面的機能支払交付金」となり、更に平成27年度から法制化され、法律に基づく安定的な制度となりました。

この多面的機能支払交付金を活用し、各活動組織の農業者や非農業者などが連携しそれぞれの地域で農地や農業用水路などの保全管理に取り組んでいます。そのため地域コミュニティの強化や集落機能の維持にも効果を発揮しています。

県下で活動している
5つの活動組織について
紹介します。

制度内訳



農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、農地や水路等施設の草刈り、泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動に対する支援です。

資源向上支払 (共同活動)

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など、農村環境の良好な保全といった、地域資源の質的向上を図る共同活動に対する支援です。

資源向上支払 (長寿命化)

地域住民を含む組織で、共同活動や基礎的保全活動に取り組んでいる組織が、老朽化した農地周りの水路、農道など施設の長寿命化のための補修・更新等の共同活動に対する支援です。



○東溝井活動は、農業者の高齢化過疎化等による保安全管理の担い手の減少の対策をするため、平成19年度から農地・水保安全管理支払の取り組みを開始した。

○毎年度、「北杵築小学校」の児童を対象とし、農業の体験教室(芋ほり・田植え・稲刈り等)を開催している。それにより、児童達の農業への理解と関心を深め、自然環境に対する豊かな感性を養成している。

対象資源

農地		農業用施設	
水田	45.7ha	農道	6.5km
畑	6.2ha	ため池	8カ所

組織の構成

- ・農業者
- ・自治会
- ・老人会

取組内容

基本的な保全活動



環境美化活動道路美化作業

農村環境保全活動



景観形成のための植樹作業中



田植え



芋掘り

施設の軽微な補修



後田農道整備作業中



○大分川左岸地域農地・水・環境保安全管理協定運営委員会は、元治水井路土地改良区の受益地区を中心として平成19年から広域活動組織として活動を行っている。

○高齢化が進み事務の受け手が少ない由布市内において多くの地区を取り込んで活動しており、最大で35地区、約600haでの活動を実施することで市内の保全活動の実施に大きく寄与している。

○また、H24年度から長寿命化活動にも取り組んでおり、素掘り水路等の更新を行うことで、管理作業の省力化などの効果が広く発揮されている。

対象資源

農地		農業用施設	
水田	383.6ha	用排水路	97.1km
畑	5.7ha	農道	64.3km
		ため池	9カ所

組織の構成

- ・農業者
- ・子供会
- ・婦人会
- ・地域住民
- ・老人会

組織の広域化

広域組織として活動することで事務作業が困難な地区を取り込み、広範囲における多面的活動を促進。市内多面的取組面積の約2割を占める市内で最大の活動組織として、地域資源保全活動に大きく寄与している。



水路の草刈り



地域住民との交流
田植え体験

施設の長寿命化

長寿命化の開始当初から取組を行い、素掘り水路のU字溝化などを広行ってきた。H24からの5年間で約4kmの水路を更新し、維持管理作業の負担を軽減した。



長寿命化による水路の更新

災害への対応

H28の熊本地震時の被災箇所について、多面的交付金を活用し補修、復旧などを実施。農地災害復旧事業に掛からぬ被災箇所について、農業者の負担軽減につながった。



地震による被災箇所の復旧



- 本地域は豊後大野市の中央部に位置し、河川近隣に広がる水田地域。平成19年に旧農地水交付金を活用して活動をスタート、中山間直接支払交付金も合わせて取り組んでおり農地や施設の維持管理に努めている。
- 改良区受益を主に対象農用地として申請し、複数の行政区や団体が活動に参加している。それぞれで活動しているものの、活動記録の取りまとめや会計等の事務作業はまとめられており、事務の軽減が図られている。
- 近年、オオイタサンショウウオが生息している水源地の清掃活動を実施し、生態系保全や希少種の保護に努めている。取組としてはスタートしたばかりで地区役員を中心に活動しているが、今後は参加者の増加など、地域への広がりを目指している。

対象資源

農地		農業用施設	
水田	45.0ha	開水路	13.2km
		農道	5.9km
		ため池	1カ所

組織の構成

- 農業者
- 非農業者
- 土地改良区
- 自治会

取組内容

農地維持活動の様子



資源向上活動の様子



希少種生息地域の清掃作業



- 玖珠町全域の県営圃場整備地区、町営圃場整備地区及び圃場整備の受益隣接地区の69活動組織を包括し構成している。
- 農用地と農業用施設の維持管理のため、農業者や非農業者が協力し多面機能の促進に向け、取り組みを推進している。

対象資源

農地		農業用施設	
水田	914.9ha	開水路	265.7km
		農道	109.4km
		ため池	7カ所

組織の構成

- 農業者
- 農業者以外等

活動開始前の状況や課題

- 本地域は、共同活動に取り組む地域の若者の減少や、農業者の高齢化が進行していることから、農用地や既存農業施設の荒廃が懸念されている。
- また、対象農用地面積が広大であり、山間部も近いことから、認定農用地に遊休農地を発生させないための管理体制の拡充を行い、多面的機能の増進を図ることで、農業生産性の向上と農業者の利便性を図ることが必要。



芋ほり体験

取組内容

- 土地改良区管内を一つの広域組織にまとめる広域化を実施。
- 道路沿いに花の植栽やプランターの設置による景観形成を実施。
- 学校教育と連携を行い、遊休農地を活用し、地元保育園児を対象にサツマイモの苗植え、芋ほり体験を実施。
- 草刈しにくい斜面での、防草シートを使用した雑草管理を実施。



彼岸花の植栽

取組の効果

- 農業者、非農業者、各種団体が主体となった積極的な取組が出来る体制を構築し、農地や農業用施設の保全と農村環境の保全を図ることができた。
- また、地域を担う青少年に農村環境活動について興味をもってもらうとともに、各種体験活動によって、地域の多様な人々とのつながりが深まった。



防草シート設置状況



草本地域資源保全会では、多面的機能支払制度による農地維持活動を実施し、地域資源の保全が図られた。

旧山国町地域で、多面的機能支払制度に取組む初の組織となり、これを契機に取組組織が拡大するとともに、地域イベントにも積極的に参加するなど、地域活性化に大きく寄与された。

対象資源

農地		農業用施設	
水田	4.7ha	開水路	1.3km
		農道	0.2km

組織の構成

- ・農業者

活動開始前の状況や課題

草本地区は、地域振興8法(特定農山村、山村振興、過疎等)により指定された地域。

このような地域の農地は、農業生産条件が不利であり耕作放棄の発生が懸念される。

そのため、将来に向けて農業生産活動が継続できるかどうか危惧されていた。



取組内容

- ・平成26年度から地区の有志2名が中心となって、多面的機能支払制度の取組みに向け、草本地域資源保全会を立ち上げた。
- ・年3回(4月、7月、8月)定期的に草刈り・泥上げ。
- ・平成29年7月の「九州北部豪雨災害」により甚大な被害を受け、ボランティアと一緒に水路の土砂撤去を行った。



取組の効果

- ・組織の立ち上げにより、農業者間の交流が深まり、地域イベントである「かかしワールド」にも積極的に参加し、地域住民や観光客との交流が図られた。
- ・また、「どんと焼き・グランドゴルフ」なども、組織が保全する水田を提供し開催。
- ・これらの活動を通じ、今後は、非農家の参画、隣接する活動組織との合併などを目標に活動を継続する。



草刈作業中の事故の発生を防止しましょう

▶▶ 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用しましょう。

▶▶ 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を習得した作業者が行いましょう。
- ・作業の中断や移動する際にはエンジンを切って、刃の回転が止まってから移動しましょう。

▶▶ 作業間隔の確保

- ・複数で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

▶▶ 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。また、水分や塩分の補給も忘れずに！

▶▶ 草刈作業への合図

- ・草刈機は音が大きく、また近づくのは危険です。作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いる等の工夫をし、遠くから合図しましょう。

▶▶ 保険の加入

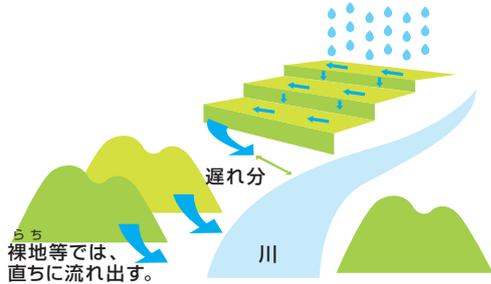
- ・多面的機能支払交付金により、傷害保険及び賠償保険に加入することが可能です。作業中のケガや、物損事故の備えとして保険に入りましょう。



農業・農村の多面的機能

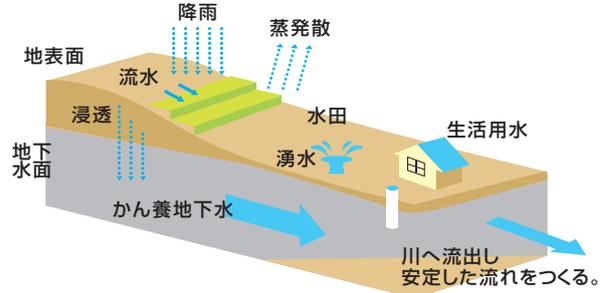
農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な食料を作るだけでなく、洪水を防ぎ、地下水を養い、やすらぎの場となるなど大切な様々な恵み(多面的機能)をもたらしています。

洪水防止機能 (ダムの役割)



水田は、雨水を一時的に貯えることができるため、一気に川に流れ込むことはなく、洪水の危険を減らしてくれます。

水資源かん養機能 (水の浄化と地下水をつくる)



水田に貯められた水は、徐々に浸透して地下水になり、生活用水や工業用水として利用されます。

土砂崩壊防止機能 (土砂崩れを防ぐ)



水田として活用することにより、降雨による法面の崩壊など災害の発生の抑止となります。

生物多様性保全機能 (生き物のすみかになる)



農業生産活動を行うことで、水生生物などの生きものを保全することとなります。

農地や農業用施設の保全

農村環境の保全

多面的機能支払交付金

農村の協働力によって、将来にわたって適切に保安全管理されることで、持続的農業の発展と多面的機能が発揮されます。

お問い合わせ

県の機関 大分県農林水産部農村整備計画課 ☎097-506-3713

地域協議会 大分県多面的機能支払推進協議会 ☎097-536-6631

姫島村 企画振興課 ☎0978-87-2282
 国東市 農政課 ☎0978-72-5167
 杵築市 耕地水産課 ☎0978-62-1810
 日出町 農林水産課 ☎0977-73-3127
 別府市 農林水産課 ☎0977-21-1133
 大分市 生産振興課 ☎097-537-5627
 臼杵市 農林振興課 ☎0974-32-2220
 津久見市 農林水産課 ☎0972-82-9514
 由布市 農政課 ☎097-582-1293

佐伯市 農林課 ☎0972-22-4659
 竹田市 農林整備課 ☎0974-63-4806
 豊後大野市 農林整備課 ☎0974-22-1001
 日田市 農業振興課 ☎0973-22-8202
 九重町 農林課 ☎0973-76-3804
 玖珠町 農林業振興課 ☎0973-72-7164
 中津市 農政振興課 ☎0979-22-1111
 豊後高田市 耕地林業課 ☎0978-25-6242
 宇佐市 農政課 ☎0978-27-8157